

外国為替とは何か

第 1 章

INTRODUCTION

“外国為替取引とは何か”，“外国為替業務とはどんな業務なのか” いうなれば「外国為替のABC」にあたるのがこの章です。わが国の国際化が進展するなかで，外国為替業務は，もはや一部の銀行や一外為担当者の仕事とはいえなくなってきました。銀行業務を推進していくうえで，外国為替取引の基礎知識は，すべての銀行のすべての人達にとって不可欠な知識となっているのです。

が導入され、さらにそれらと債券、ローン、預金などを組み合わせた金融派生商品(デリバティブ)の売り込みも活発に行われています。

このようなわが国企業および個人の国際化の動きは、今後もとどまることはないものと予想されます。

こうした状況のもとで、日本版ビッグバンのフロントランナーと位置づけられる外為法の抜本改正が行われ、1998年4月から施行されています。1980年以来の大改正で、為銀制度の廃止を含む大幅な規制緩和がはかられました。

その後、2001年9月の米国同時多発テロ事件を受け、同年10月、わが国も「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」に署名、深刻化するテロ資金や犯罪資金のマネー・ロンダリング(資金洗浄)を防ぐことを目的として、2003年1月には「本人確認法」が施行されました。外為法の改正で国境を超える資金が活発化する中で、マネー・ロンダリング対策が国際的に喫緊の課題となっています。

改正外為法の概要は、本分冊の第4章で述べますが、改正法の施行により資本取引を中心とした対外取引の活性化が期待通りに進んでいるおり、ネットティングやプーリングをはじめとした国際キャッシュ・マネジメント・サービス等による企業のグローバルな財務ニーズ・決済ニーズが高まっています。

外為取引は、基本的には銀行の取引先に対する与信取引です。輸出手形の買取、輸入信用状の発行、輸入ユーザンスの供与、T/R、L/G、為替予約など、ほとんどすべての外為取引が与信取引を伴います。外為取引は、与信リスクのみならず、為替リスク、カントリー・リスク、事務リスク、市場リスクなど、種々のリスクを伴います。

したがって、外為取引において銀行は単にその取り込みをはかるだけでなく、そのリスク面についても配慮を欠かすことができません。すなわち、外為取引は単に「攻め」の面だけでなく、「守り」の面を含めた渉外が必要ということになります。

これから学習することは、その糸口となるものです。基礎的な学習をしっかりと積み上げ、確かな知識により、一人ひとりが正確な事務取扱いと顧客ニーズに的確・迅速に対応していくことが、自己のみならず自己の職場・銀行の業績進展につながります。まず、本コースを徹底的に理解し、基礎固めをしてください。

外国為替の目的は本質的には内国為替と同じです。しかし、外国為替はやや複雑です。外国為替と内国為替が基本的にどう違うのか、どういう特色があるのかを知ることが、外国為替を理解するコツともいえるでしょう。

(1) 国際間取引の決済のために外国為替取引が始まった

現在、世界の国々のなかで、まったく他の国のお世話にならず、自給自足の経済を誇っている国は、おそらく皆無であるといってよいでしょう。どこの国も多かれ少なかれ他の国から物を買ひ、また他の国に物を売っています。モノばかりでなく、カネ、サービス、ヒトの交流もあります。

資源の乏しいわが国は、小麦・砂糖・牛肉・魚貝類、野菜・果物などの食料品、原綿・原毛などの衣料原料、木材・鉄鉱石、石油・石炭などの工業原材料や燃料の大部分を世界各国からの輸入に依存しています。また、同時にわが国はこれらの原材料を加工し、生産した自動車、電子機器・部品などを世界各国に輸出しています。こうした商品だけでなくノウハウ等の技術輸出・導入や諸外国への投融資も活発に行われて

います。その他、経済、文化、社会など、あらゆる面で外国との交流があります。

こうした外国との関係を経済的にみると、国際間で債権・債務がある、つまり国と国との間でおカネの貸し借りがあるということになります。わが国は、世界最大の債権国であるといわれますが、債権を持っていても、それが決済されなければ意味がありません。つまり、国と国とのおカネの貸し借りは決済することが必要になります。この**国際間の債権・債務の決済の手段・方法**が外国為替ということになります。

それでは、具体的に「国と国とのおカネの貸し借り」を清算するにはどうすればよいのでしょうか。債務国Aから債権国BへA国の通貨（現金）を送るというのも1つの方法です。しかし、A国の通貨（おカネ）はB国の通貨（おカネ）ではありません。たとえば、A国の通貨が石であり、債権国Bが日本だったとすれば、日本では石を受け取っても貸金の返済とは認められません。また、A国からB国へ石でなくても現金を輸送することは、費用もかかり、途中盗難等の危険もあります。そこで「**直接現金輸送によらず**」銀行が仲介して**決済する外国為替**という方法が考案されたのです。

(2) 国内取引でも外貨で決済すれば外国為替取引となる

外国為替取引は、定義で「**国際間取引**」であるといいました。狭義の外国為替取引は、まさにこの定義どおりですが、一般に外国為替取引という場合は、外国為替業務にかかわる取引全般をさすことが多いのです。

それでは、外国為替業務にかかわる取引とは何かといいますと、外国為替令18条の7は、外為法55条の7を受けて、つぎのように規定しています。

外国為替令18条の7第1項

法第55条の7（注）に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

- 一 外国為替取引
- 二 対外支払手段の発行
- 三 対外支払手段の売買又は債権の売買（本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く）
- 四 預金の受入れ（本邦通貨をもって支払われる居住者からの預金の受入れを除く）
- 五 金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）
- 六 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）

七 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

(注) 外為法55条の7 (外国為替業務に関する事項の報告)

財務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、外国為替業務（外国為替取引その他の取引又は行為であつて我が国の国際収支又は対外の貸借の動向と密接に関連するものとして政令で定めるもののいずれかを業として行うことをいう。）……中略……を行う者のうち相当規模のものを行う者として政令で定めるものに対し、……中略……報告を求めることができる。

つまり、広義の外国為替取引には、狭義の「国際間取引」ばかりでなく、本邦の銀行が行う居住者外貨貸付（インパクトローン）や居住者外貨預金、外貨両替取引など、国内取引であっても外貨建取引はすべて含まれることになります。

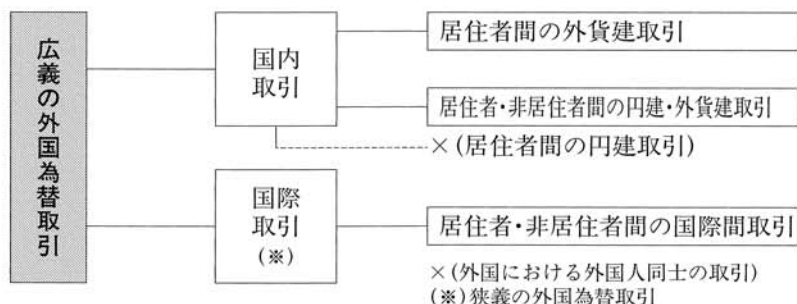
(3) 円建取引でも国際間取引は外国為替取引である

国内取引であっても外貨建取引は外国為替取引であるということの逆に、わが国と外国との取引は、円建てであろうと外貨建てであろうとすべて外国為替取引といふことができます。

たとえば、円建ての輸入信用状の発行、円建輸出為替の買取などは、円建てであっても外国為替取引です。また、本邦の銀行に預け入れられている非居住者名義の円預金口座に居住者が振込をするとか、同口座から払い出して居住者の円預金口座に振り込むことも、非居住者と居住者の取引になりますので、外国為替取引となります。本邦銀行の海外支店が行うわが国の居住者に対するユーロ円貸付も外国為替取引となります。

つまり、「広義の外国為替取引」は、「国際間取引」のほかに、「国内居住者間外貨建取引および国内における非居住者円建取引」を含むものといふことができます（図表1-1参照）。

図表1-1 外国為替取引の意義



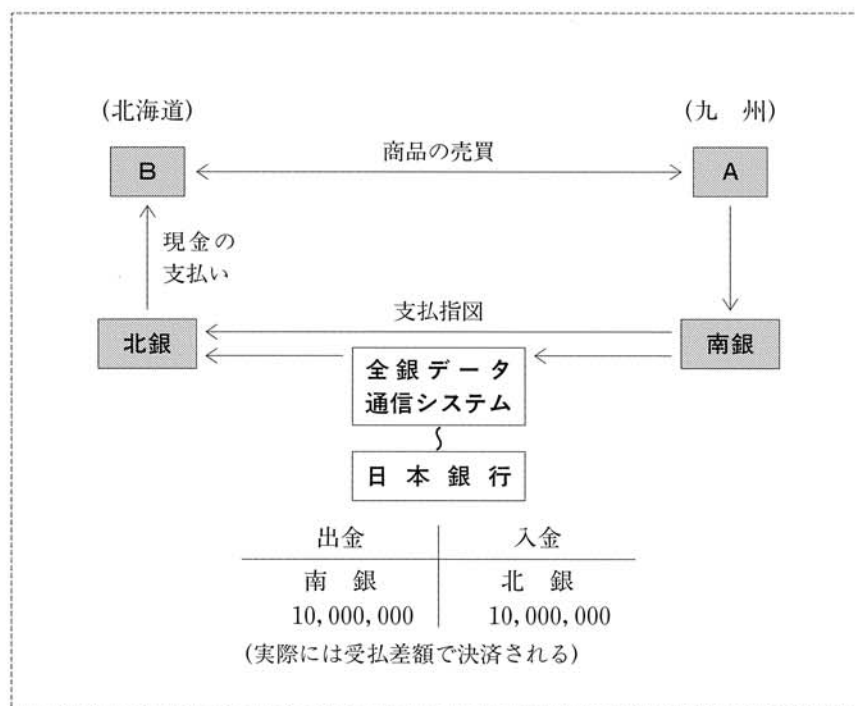
2 外国為替と内国為替はいくつかの点で異なる

為替 (Exchange) とは、隔地者間の債権・債務を、現金の輸送によらず銀行の仲介により決済する方法または仕組みとすることができます。為替には、内国為替と外国為替がありますが、基本原理は同じといえます。

たとえば、九州のAが北海道のBから商品を仕入れ、AからBに代金を支払う場合に、現金で支払うには費用・時間もかかり、また盗難・紛失の危険があるので大変です。そこで、Aは九州の取引銀行である南銀に現金を払い込み、南銀は北海道の北銀に対して、全銀データ・通信システムを使って、Bへの支払いを指図します。全銀データ・通信システムは、銀行間の受払差額を各行が保有する日銀預け金口座に入出金することによって決済される仕組みとなっています。北銀はBへの支払いを行います。

このようにAは現金を輸送することなくBへの支払いをすることができます。これが内国為替の仕組みです (図表 1-2 参照)。

図表1-2 内国為替の仕組み



この国内における為替の仕組みを、国際間に及ぼしたのが外国為替です。外国為替

は基本的には内国為替と同一といいながら、つぎの点で内国為替と異なります。

① 外国為替相場が問題となること

内国為替は、同一国内の取引ですから使用される通貨は円だけですが、外国為替に使用されるその多くは通常外国通貨となるので、円と外国通貨との交換比率である外国為替相場が問題となります。為替相場は、外為取引先の最大関心事といってよく、その動向が取引先の商売に大きく影響することがあります。

② 外為法令の規制があること

外国為替取引を行うということは、外国へおカネを払ったり、外国からおカネを受け取ったりすることですが、その原因となる取引について外為法をはじめとする多くの法令で管理・規制されています。たしかに、改正外為法の施行によって、大幅に規制が緩和されていますが、多少の規制が残されているのが実情です。したがって、そのルールを知らずに顧客のいうまま送金をしたりすると、担当者が刑罰を受けるだけでなく、銀行にも顧客にも多大の迷惑・損失をかけることになります。

③ 国際的慣行や相手国の法律の規制、ならびに相手国中央銀行の規制等を受けること

国によって法律や商慣習の違いがあります。通常、海外で生じたトラブルは、その国の法律が適用されるので注意が必要です。また、中央銀行による外貨決済の規制を受ける国があります。

④ 時差や休日の違いがあり、同時刻に資金の授受ができないこと

国際間の時差の違いで、相手国と同一時間、場合によっては同一日付で決済ができないというリスクがあります。たとえば、日本と時差のあまりないニュージーランドやオーストラリアに電信送金しても翌日扱いになったり、逆に、米国から電信送金されると時差により日本での受取は必ず翌日以降になってしまいます。近年、時差による同時決済不能の「決済リスク」が、国際金融取引上において、大きな問題となってきています。

⑤ 集中決済機構が存在しないこと

内国為替の場合は、全銀データ・通信システムという集中決済機構があって、最終的には各行の日銀預け金の振替によって、銀行間の債権・債務が決済される仕組みになっています。ところが、外国為替の場合には、内国為替のような集中決済機構が存在せず、個々の銀行が各国の銀行とコルレス契約を結び、同契約条件に従って個別に外国為替の決済を行うことになります。

3 外国為替業務は為替業務ばかりでない総合業務である

これまで「外国為替」および「外国為替取引」を中心に勉強してきましたが、国内業務と外国為替業務とは、どのような点が同じで、どのような点が異なるのでしょうか。

前にも述べたように、内国為替も外国為替も基本原理は同じです。そこで、外国為替業務も送金とか取立といった為替業務が主体であろうと考える方がいるかも知れませんが、これは間違いです。

1の(2)(3)で述べたように、広義の外国為替取引が対象業務となります。その大部分は、為替業務というより融資係で行っている与信業務であることに留意しなければなりません。もちろん、為替、融資のほかに外貨預金、非居住者円預金のような預金業務もあります。また、外国為替取引の推進をはかる渉外業務もあります。いわば、**外国為替業務は総合業務**であり、また国内業務全般の応用業務であるといえます（図表1-3参照）。

下図のように、外国為替業務のうち、「内国為替」に相当する業務は、送金や取立業務のみであり、外国為替業務の範囲の広さが理解できると思います。

図表1-3 国内業務と外国為替業務の対比

	国内業務	外国為替業務
与信業務	商業手形の割引	輸出手形の買取，輸入跳ね返り手形の割引
	手形貸付，証書貸付，当座貸越	輸入ユーザンス，外貨インパクト・ローン，ユーロ円貸付，現地貸付，シンジケート・ローン，（輸出前貸手形貸付），（輸入跳ね返り手形貸付），（輸出当座貸越）
	保証	輸入信用状の発行，輸入荷物引取保証，スタンドバイ信用状の発行，入札・契約履行・輸出前受金返還保証，外債償還保証
	その他	為替予約，輸出手形保険，オプション取引，国際ファクタリング業務
受信業務その他	出納	外貨両替業務（外国通貨・旅行小切手の売買）
	預金	外貨預金，非居住者預金，JOM預金，海外CD発行
	内国為替	仕向・被仕向送金，仕向・被仕向取立
	代理事務	外債発行に伴う代理人業務
	渉外業務	（外為渉外業務）

（注）（ ）内は外国為替関連国内業務

4 外国為替業務には国内業務にない特性がある

表でみるように、外国為替業務は、国内業務のすべての面に対応し、国内の諸業務の応用業務ともいえますが、外国為替以外の銀行業務からは類推できない部分も多く、これが外国為替業務の特性ともいわれます。

この外国為替業務の特性とは、先に内国為替と外国為替の相違点で述べた①為替相場の存在、②外為法令による規制、③国際的慣行や各国の法律・中央銀行の規制の存在、④時差・休日の違いの存在、⑤決済の仕組みの特異性、の5点です。

また、外国為替業務を行うには各金融機関それぞれの内部ルール（事務規定）を理解するとともに、一定水準以上の語学力、外国為替取引や貿易取引の基礎的な知識、信用状統一規則やインコタームズ等の国際的なルールについての理解をもつことが必要です。そういう意味では、外国為替業務は、国内業務の単純な応用業務とはいえず、初めて外国為替業務に就く人には、むしろ新種業務と映るかもしれません。しかし、外国為替業務は国内業務と深くかかわっており、たとえば、外国向送金の代金を普通預金から払い出していただく場合ひとつにしても、「普通預金の払出し」という国内業務が発生するのです。

したがって、外国為替業務を行うにしても国内業務の基本的理解なしにはできないのだということを忘れてはいけません。

授權と委任と代理

外為取引には、「代理人・復代理人届」または「授權委任状」がよく使われます。

この「授權」と「委任」と「代理」は、同じような法律行為でありながら、微妙に異なる点があります。

まず、授權行為には契約か単独行為か、という問題があります。

授權委任状というように、委任契約に基づくもののようにみえますが、実際に使われている授權委任状は、本社が支社に代理権を付与したり、

会社の代表者が、商業使用人に代理権を付与するもので、商業使用人の受諾を待つことなく、成立する法律行為で、単独行為というのが通説です。

したがって、委任は契約によって成立する点で、授權とは異なります。

代理と委任は、委任以外の代理（雇用・組合）もあり、代理以外の委任（問屋・仲買人）もあるので、両者は基本的に別の法律行為であると考えられます。

外国為替業務の特異性だけを理解したり、その技術的側面だけを理解しただけでは、外国為替業務の推進はできません。銀行業務の基本を知り、その上に立って外国為替業務を知ることが、外国為替業務の推進上不可欠なことであるといえましょう。

CHECK POINT

- 1 外国為替は、国際間の債権・債務を決済する手段・方法である。
- 2 外国為替取引には、狭義の外国為替取引と広義の外国為替取引とがある。
- 3 外国為替取引または外国為替業務には、国際間取引ばかりでなく、国内での居住者間外貨建取引も含まれる。
- 4 円建取引でも国際間取引であれば外国為替取引である。
- 5 外国為替業務の対象は、為替業務だけでなく、預金、融資、渉外業務も含まれる。
- 6 外国為替業務は、国内業務の応用業務といえるが、国内業務からは類推できない特性がある。
- 7 外国為替業務の特性とは、①為替相場の存在、②決済の仕組みの特異性、③外為法令による規制、④国際的慣行や各国の法律・中央銀行の規制の存在、⑤時差・休日の違いの存在、の5点であり、これはまた内国為替との相違点でもある。
- 8 外国為替業務を行うには、国内業務の基本的な理解に加え、一定水準以上の語学力、外国為替取引や貿易取引の基礎的な知識、信用状統一規則等の国際的なルールについての理解を持つことが必要である。